

個人消費の堅調さを示した7月の米小売売上高

—堅調な個人消費が今後も米国経済の牽引役に—

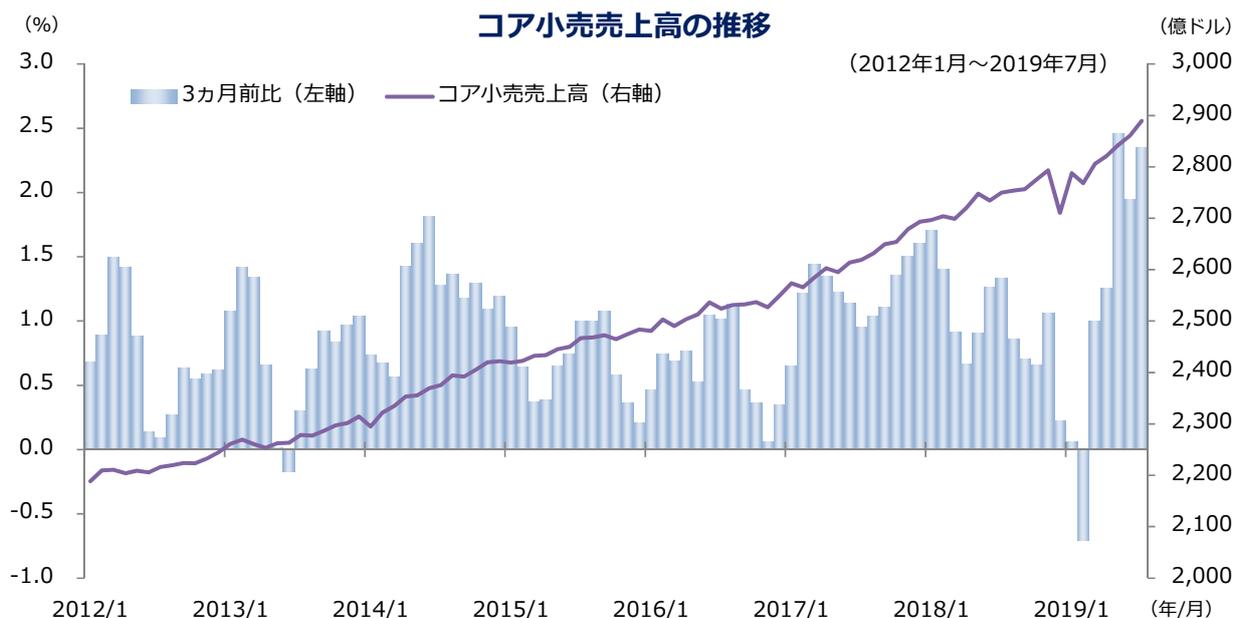
- 昨日発表された7月の小売売上高は、前月比+0.7%と前月から伸び率を高めました。
- 米個人消費は、4-6月期に持ち直しの動きとなりましたが、7-9月期もまずは良好なスタートとなった模様です。米中貿易摩擦など外部環境に不透明感があるものの、雇用の安定や賃金の上昇を背景に、個人消費は当面、堅調な推移が見込まれます。GDPの約7割を占める個人消費が牽引役となり、年後半の米国経済は潜在成長を上回る底堅い成長になるものと予想されます。

7月の小売売上高は前月比+0.7%（6月+0.3%）となり、5ヵ月連続で前月比プラスとなりました。

主な業種別では、自動車・部品（前月比▲0.6%、前月同+0.3%）、健康・パーソナルケア（同▲0.2%、前月同+0.6%）、スポーツ用品、趣味、書籍等（同▲1.1%、前月同+0.6%）などがマイナスとなった一方、食品・飲料（同+0.6%、前月同+0.8%）がプラスを維持したほか、百貨店（同+1.2%、前月同▲1.1%）などが持ち直しました。また、ネットなどの無店舗販売（同+2.8%、前月同+1.9%）も好調な推移となりました。

米中貿易摩擦など外部環境に不透明感はあるものの、7月の小売売上高は堅調な推移を示しました。ネット小売大手のキャンペーンが無店舗販売を押し上げたとみられるほか、対中制裁関税第4弾の発動の可能性を見込んだ駆け込み消費など、一過性のノイズが含まれている可能性には留意が必要ですが、基本的には雇用の安定と賃金上昇が消費の堅調さに繋がっているものとみられます。

小売売上高の基調的推移を示すコアベース（飲食店・自動車ディーラー・建材店・ガソリンスタンドを除く）で見ると、7月は前月比+1.0%と6月（同+0.7%）から伸び率を高めています。個人消費は昨年末以降の減速から4-6月期に持ち直しの動きとなりましたが、7-9月期もまずは良好なスタートを切ったと言えます。対中制裁関税第4弾については、8月1日にトランプ大統領が9月1日に発動する方針※を表明しており、駆け込み消費の動きが強まる可能性があるほか、良好な雇用情勢を背景として個人消費は当面、堅調に推移する公算が大きいと考えられます。GDPの約7割を占める個人消費が牽引役となり、年後半の米国経済は潜在成長を上回る底堅い成長になるものと予想されます。 ※第4弾の対象の約6割相当（金額ベース）については、その後12月15日に発動を延期



(注) 3か月前比は3ヵ月移動平均ベース

(出所) Bloombergのデータを基に岡三アセットマネジメント作成

以上 (作成: 投資情報部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■ 本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■ 本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■ 本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項（2019年7月末時点）

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
 - お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
 - お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
 ：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- **監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
 - ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
 事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
 加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214**（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）